配当公告

石川県金沢市西念一丁目四番八号
破産者　株式会社グラン・コトジ
右の者に対する金沢地方裁判所平成二十一年（フ）第一六二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六、三〇六、〇六〇円
（うち優先債権　金六、三〇六、〇六〇円）
一、配当することのできる金額
金六、三〇六、〇六〇円
（うち優先債権　金六、三〇六、〇六〇円）
平成二十二年三月三日
石川県金沢市大手町六番三号
破産管財人　中村　明子

配当公告

愛知県名古屋市中村区城主町二丁目二六番地の二
破産者　株式会社リックスアンドトラッドクロージング
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三七一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一一三、〇六九、三五八円
（内優先債権　金一、〇一七、七〇〇円）
一、配当することのできる金額
金一二、三九六、八一〇円
（内優先債権　金一、〇一七、七〇〇円）
平成二十二年三月三日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号オアシス丸の内ＮＯＲＴＨ八階
破産管財人　弁護士　大槻　隆

配当公告

愛知県西尾市駒場町屋敷五四番地
室場石油西尾東給油所こと
破産者　榊原　金矢
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十年（フ）第四九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六二、六二〇、五四一円
（内優先債権　金二二、〇二〇円）
一、配当することのできる金額
金一三、六九七、四三七円
（内優先債権　金二二、〇二〇円）
平成二十二年三月三日
愛知県岡崎市吹矢町八九番地鶴田ビル二階
破産管財人　弁護士　中根　克弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市象潟町小砂川字小田一三番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　今野　武司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
秋田県由利本荘市給人町七番地三本荘合同ビル一―二髙橋重剛法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市東春近三九一三番地、最後の住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎一丁目一八番一五号
被相続人　亡　髙見　俊司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル浦和四階大倉浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾崎　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市八千代台東四丁目三一八番地五、最後の住所千葉県八千代市八千代台東四丁目四番一二号
被相続人　亡　碓井　光器
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
事務所千葉市中央区中央四―一〇―八コーケンボイス千葉中央三〇二　清水博司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市識名一丁目七六番地、最後の住所東京都練馬区旭町三丁目三二番二二―二一四号
被相続人　亡　仲松　惠徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市東田町一五番地五、最後の住所埼玉県川越市寿町一丁目二九五番地五
被相続人　亡　江原　清治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号
相互永田町ビル四階永田町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　利郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟市北区太郎代一六九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　土佐　順一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
新潟市中央区上所一丁目一番二四号Ｎビル二階
相続財産管理人　弁護士　近藤　明彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市臼田六二二番地五、最後の住所長野県佐久市臼田六一八番地三二
被相続人　亡　野中　直俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
長野県佐久市佐久平駅南一五番地三永存第二ビル二階　相続財産管理人　依田　淑史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市黒鳥町七八六番地、最後の住所大阪府和泉市黒鳥町二丁目四番九号
被相続人　亡　山川安津司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市西宮浜四丁目一四番、最後の住所兵庫県西宮市西宮浜四丁目一四番三の九〇三号
被相続人　亡　西岡　忠雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年三月三日
事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階
相続財産管理人　弁護士　中園江里人

第51期決算公告

平成22年3月2日

山形市鉄砲町二丁目13番18号
蔵王ゴルフ株式会社
代表取締役　渡辺　純夫

貸借対照表の要旨
（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	44,056	流動負債	23,837
固定資産	1,176,315	固定負債	883,887
有形固定資産	1,153,364	**負債合計**	**907,725**
無形固定資産	5,072	株主資本	312,647
投資その他の資産	17,878	資本金	80,000
		資本剰余金	232,647
		利益準備金	5,370
		その他利益剰余金	227,277
		（うち当期純利益）	(8,912)
		純資産合計	**312,647**
資産合計	1,220,372	**負債・純資産合計**	1,220,372